

ユニケア岡部（予防）訪問リハビリテーション事業所運営規程

第1条（目的）

この規程は、医療法人志太会が開設するユニケア岡部（予防）訪問リハビリテーション事業所（以下「訪問リハビリ」という）が行う（予防）訪問リハビリの運営管理に必要な事項を定め、人員および運営に関する基準（基準省令指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準）に基づき、要支援状態及び要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活が営むことができるよう生活機能の維持または向上をめざし、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行なうことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

第2条（運営方針）

訪問リハビリは前条の目的を達成するために、下記方針に基づき運営していく。

- 1 心身の機能が低下または低下しそうな状態にある在宅利用者に対して、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行なうことにより、心身機能の回復を図り、住み慣れた地域や家庭でできる限り自立した生活が続けられるように支援していく。
- 2 サービスの提供にあたっては、利用者およびその家族だけではなく、医師を始めとし地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、他の居宅サービス事業者、その他保健、医療または福祉サービスを提供する機関と密接な連携を図り支援をしていく。

第3条（名称および所在地）

名 称 ユニケア岡部訪問リハビリテーション事業所
所在地 藤枝市岡部町内谷1473-3

第4条（職員と定員）

訪問リハビリに勤務する職種、員数は次の通りとする。

- 1 管理者 医師 1名 （常勤兼務）
- 2 理学療法士または作業療法士等 1名以上

第5条（職員の職務内容）

職員の職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者は、訪問リハビリ業務を掌握し、職員を指揮監督する。
- 2 理学療法士及び作業療法士は訪問リハビリに従事する。

第6条（職員の基本姿勢）

職員の基本姿勢は次の通りとする。

- 1 職員は、それぞれの職務を遂行する熱意と能力を持ち、利用者及び家族等の福祉の向上を図るように努める。
- 2 職員は、訪問リハビリが適切に提供できるよう、かつその質の向上を図るため、計画的に研修の機会を確保するように努める。
- 3 職員は、常に利用者の病状や心身の状態及び家族等の状況の把握に努め、適切な訪問リハビリができるよう訪問リハビリ計画を作成し計画的に訪問リハビリを行う。

第7条（守秘義務）

守秘義務は次の通りとする。

- 1 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密をもらしてはならない。またその職を退いた後も同様とする。

第8条（サービスの提供方法）

医師の指示に基づいて、理学療法士または作業療法士が家庭に訪問し訪問リハビリテーションを行う。

第9条（サービス内容）

訪問リハビリのサービス内容は、次の通りである。

- 1 関節の運動や筋力トレーニング等運動療法による身体機能の改善及び低下の予防
- 2 屋内や屋外を利用した歩行訓練や居室での居位動作訓練
- 3 食事・排泄・入浴等の活動動作訓練、呼吸器疾患や嚥下障害者への訓練
- 4 家族への介助方法の指導または相談
- 5 家族への介護用品、福祉用具、住宅改修等へのアドバイス
- 6 かかりつけの医師への報告や情報提供
- 7 ケアマネジャーへの報告や情報提供
- 8 要介護認定等、行政機関のサービスに係る支援

第10条（訪問回数）

訪問リハビリの訪問回数は居宅サービス計画に基づき実施する。

第11条（営業日、営業時間及び実施地域）

営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 1 営業日 月曜日～金曜日（祝祭日、盆休み、年末年始を除く）
- 2 営業時間 8：15～17：15
- 3 通常の営業実施地域は藤枝市、焼津市とする。

第12条（利用料）

利用者の利用料金については次の通りである。

- 1 訪問リハビリ提供に際し利用者が負担する利用料金は、介護保険適用部分に要する費用の自己負担分である。
- 2 当事業所は利用者及び扶養者が指定する送付先に対し前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日迄に送付し、利用者及び扶養者は、連帯して当方に対し、当該合計額をその月の28日に当方指定口座から自動振替するものとする。
- 3 当事業者は、利用者及び扶養者から1項に定める利用料の支払を受け、利用者及び扶養者から請求があったときは、指定する送付先に対して、領収書を送付することとする。
- 4 当事業所は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して訪問リハビリを提供する場合にはこれに要する交通費の支払いを請求できることとする。（通常の営業地域を超えた地点から訪問先までの往復キロ数に対し1キロメートル当たり30円を請求。）

第13条（他機関との連携）

他機関との連携は次の通りとする。

1 市町村との連携

市町村の介護保険担当及び地域包括支援センター、居宅サービス事業者との十分な連携を図る。

2 居宅介護支援事業所やかかりつけ医との連携

居宅サービス計画の目標に添った適切なサービス提供ができるよう、居宅介護支援事業所やかかりつけの医師と密接かつ適切な連携を図る。

第14条（記録）

記録は次の通りとする。

- 1 利用者ごとに（予防）訪問リハビリテーションの提供に関する書類を整備し、この契約終了後2年間保存をする。

第15条（虐待の防止のための措置に関する事項）

訪問リハビリ事業所は、虐待の発生又はその再発防止するため、以下の措置を講じる。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第16条（業務継続計画の策定等）

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 1 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施する。
- 2 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第17条（身体拘束等）

当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

附 則

- 1 この規程を実施するため必要な事項については、細則で定める。
- 2 この規程は、令和6年6月1日から施行する。